

「鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務 選定基準」

技術提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト
		判 断 基 準			
参加表明者の 経験及び能力 【45点】	専門 技術 力	資格・実績	過去5年間の同種業務の実績	令和2年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 同種業務の実績がある （地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定支援業務） 類似業務の実績がある （その他の公共交通に関する計画の策定支援業務） なお、同種・類似業務実績が1件未満の場合は選定しない。（資格要件を満たさない。）	20
		成績・表彰	過去2年間の業務での土木関係建設コンサルタント業務の表彰実績	令和5年度以降の土木関係建設コンサルタント業務での表彰実績について下記の順位で評価する。 ①局長表彰実績有り ②事務所長表彰実績有り なお、表彰実績が無い場合は評価しない。	25
小 計					45
予定管理技術者の 経験及び能力 【55点】	資格 要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）及び（建設部門（都市及び地方計画））の両方を有する。 ②技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）または（建設部門（都市及び地方計画））のいずれかを有する。 ③RCCM（都市計画及び地方計画）を有する。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。（資格要件を満たさない。）	15
		地域精通度	過去5年間の鳥栖市内、周辺での受注実績の有無	令和2年度以降公示日までに完了した鳥栖市及び鳥栖市周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ①鳥栖市内における業務実績あり ②佐賀県・福岡県での業務実績あり	10
	専門 技術 力	業務執行 技術力	過去5年間の同種業務の実績	令和2年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 同種業務の実績がある （地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定支援業務） 類似業務の実績がある （その他の公共交通に関する計画の策定支援業務） なお、同種・類似業務実績が1件未満の場合は選定しない。（資格要件を満たさない。）	20
			過去4年間の業務での土木関係建設コンサルタント業務の表彰実績	令和3年度以降の土木関係建設コンサルタント業務での表彰実績について下記の順位で評価する。 ①局長表彰実績有り ②事務所長表彰実績有り なお、表彰実績が無い場合は評価しない。	10
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものも含む）	契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上の場合は、選定しない。	—
小 計					55
合 計					100